

中核機関による受任者調整と 適切な後見人等の選任・交代

—権利擁護支援チームの形成支援の観点から—



最高裁判所事務総局家庭局

「受任者調整」は何のために必要なのか？

受任者調整って、後見人等候補者を選定することでしょう？

後見人等を選任するのは家庭裁判所の仕事ではないの？ どうして市町村や中核機関が受任者調整をしなければならないの？

そもそも受任者調整って必要なの？

家庭裁判所がすべき仕事を、中核機関や市町村に押し付けているんじゃないの？



第二期成年後見制度利用促進基本計画（第二期計画）を踏まえて、

「チーム支援」

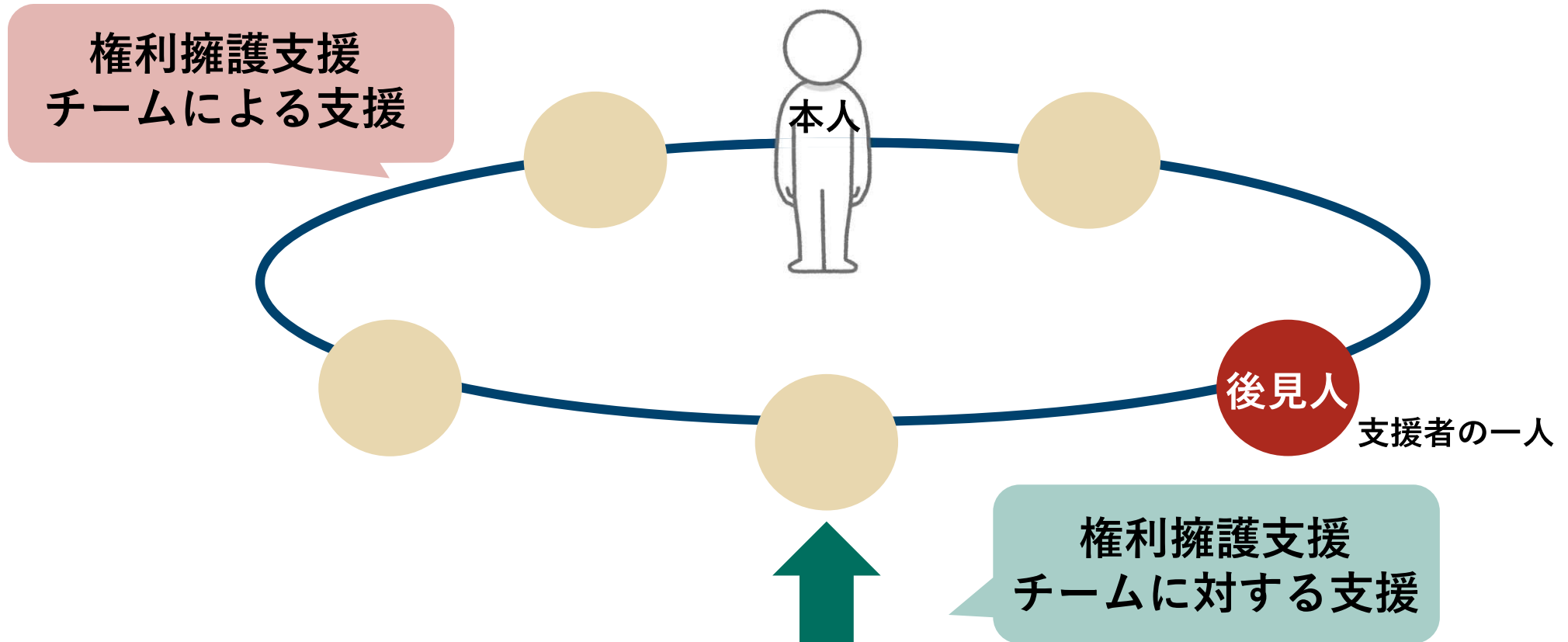


「受任者調整会議」
「後見人等の選任等」

の関係を紐解いてみましょう。



「チームによる支援」と「チームに対する支援」



福祉・行政・法律専門職など多様な主体による「支援」機能

- ・ 権利擁護支援チームの**形成支援機能**
- ・ 権利擁護支援チームの**自立支援機能**



※ 家庭裁判所は「チームによる本人支援」と「福祉・行政等によるチームに対する支援」が適切になされることを前提に、後見等事件に関する判断や後見人等の監督を行う。

権利擁護支援を行う三つの場面における機能（6マス表）

福祉・行政・法律専門職などの
多様な主体による「支援」機能

家庭裁判所による成年後見制度の
「運用・監督」機能

権利擁護支援
の検討に関す
る場面

権利擁護の相談支援機能

- 本人や関係者からの相談対応と制度説明
- 権利擁護支援ニーズの精査
- 成年後見制度の適切な利用の検討又は本人の権利擁護支援ニーズに応じた支援へのつなぎ

制度利用の案内機能

- 裁判所の手続を利用するために必要となる情報提供・手続案内
- 各地域の中核機関や地域連携ネットワークの相談先の案内

成年後見制度
の利用の開始
までの場面

権利擁護支援チームの形成支援機能

- 具体的な課題の整理、本人の意向を反映した支援方針の検討
- 適切な申立ての調整
- 後見人等に求められる役割や交代の方向性の確認等
- 後見人等の候補者と選任形態についての調整
- 本人の意向を踏まえた権利擁護支援チームの形成

適切な選任形態の判断機能

- 権利擁護支援チームの形成支援機能により示された情報（本人の意向、対応すべき課題、後見人等の候補者、選任形態等）を含めた各事案の事情を総合的に考慮し、後見人等の適切な選任を行う。

成年後見制度
の利用開始後
に関する場面

権利擁護支援チームの自立支援機能

- 支援方針や課題解決状況の確認時期等の共有
- 後見人等や権利擁護支援チーム関係者からの相談対応
- （必要に応じて）支援の調整や後見人等の交代、類型・権限変更などの検討・調整

適切な後見事務の確保機能

- 後見等事務の監督処分
- 適切な後見等事務を確保する観点からの後見人等に対する相談対応・助言等
- （権利擁護支援チームの自立支援機能による検討や調整結果などを参考に）後見人等の適切な交代や選任形態の見直し

成年後見制度の利用の開始までの場面（申立ての準備～後見人等の選任）

申立前の
支援・調整

福祉・行政等

権利擁護支援方針の検討など

- ・ 本人に生じている、又は将来生じる可能性のある具体的な課題を整理
- ・ 成年後見制度の利用を開始する方が適切かなどを含めて支援方針の検討

権利擁護支援を行うことのできる体制を作るための支援

- ・ 対応すべき課題や後見人等に求められる役割等の確認
- ・ 課題解決後の後見人等の交代の方向性の確認
- ・ 受任者調整（マッチング）と選任形態の調整

チームの形成支援

判断

家庭裁判所

福祉・行政等による支援や調整の結果を十分に考慮して**判断**



家庭裁判所は、福祉・行政等によるチームの形成支援機能により示された情報を含め、各事案の事情を総合的に考慮して、後見人等の適切な選任を行うことが期待されている。

成年後見制度の利用の開始後に関する場面（後見人等の選任後）

申立後の
支援・調整

福祉・行政等

チーム開始の支援

- チームによる支援を開始するに当たり、申立前に想定していた方針（支援方針や後見人等の交代の方針など）を共有。必要に応じて再調整。
➡ チーム内での役割分担
- モニタリングの時期を定める等。

チームによる支援の開始後、必要に応じて行われる支援

- 追加して必要となる支援の調整
- 後見人等の交代、類型・権限変更などの検討や調整
- 交代後の引継ぎのための支援

チームの自立支援

判断

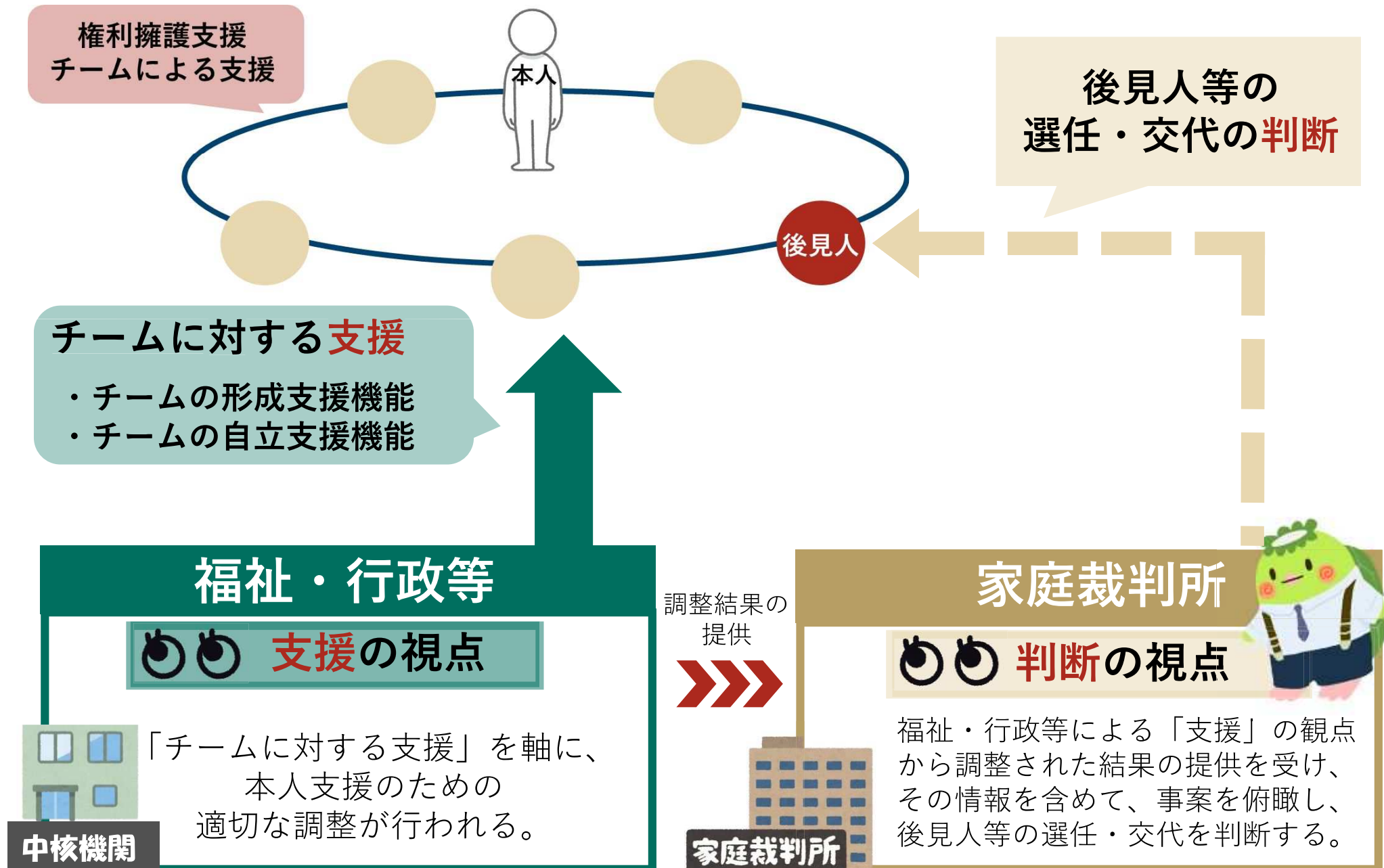
家庭裁判所

- 福祉・行政等による支援や調整の結果を十分に考慮して交代や選任形態の見直しの**判断**
- 後見等監督



家庭裁判所は、福祉・行政等のチームの自立支援機能によって確認された本人の状況や、後見人等の交代等の検討・調整結果等を参考に、後見人等の交代にかかる判断を行うことが期待されている。

福祉・行政等と家庭裁判所との役割分担



受任者調整（マッチング）の意義

チームによる支援との関係における受任者調整の意義

家庭裁判所が、本人の課題やニーズ、特性を十分に把握した上で、チームの一員として活躍するにふさわしい後見人等を選任するために必要なしくみ。

- ➡ 福祉・行政等による本人の支援方針の検討の延長線上にある。
- ➡ チームによる本人支援の一環をなす。

本人との関係における受任者調整の意義

本人の立場からすると、これまで会ったことのない人が後見人になったと説明されても、即座にそれを受け入れることは難しい。

はじめまして。
この度、
あなたの後見人等に
選任されました。

どなたですか？



マッチングの
重要性

➡ 申立前に、本人と後見人等候補者とが面会するなどして、一定の信頼関係を形成し、お互いがどのような人物かが分かった状態で申立てに至ることで、円滑なチームによる支援が営まれるのではないか。

チームの形成支援機能が発揮される過程で検討が望まれる事項

①本人の課題は何か？

本人の具体的な課題（現時点で生じているものだけでなく、将来に生じる可能性のある課題を含む。）の整理

②本人のために必要な支援は何か？

→成年後見制度ありきではない支援

本人のためにどのような支援が必要であり、どのような制度・しくみを利用することが適切なのか。

③後見人等に期待される役割は何か？

成年後見制度の利用が必要かつ適切である場合に、後見人等に期待される役割は何か。

この見極めが
重要

受任者調整（マッチング）が必要な事案か否か？

ふさわしい後見人等候補者は誰か？

後見人等に期待される役割を踏まえて、ふさわしい後見人等候補者は誰か。



受任者調整の意義に関する専門家会議委員からの指摘

成年後見制度利用促進専門家会議委員の意見（要旨）

- 「受任者調整」で求められていることは、本人が抱えている課題を分析し、後見人の交代も見据えて短期的な課題と中長期的な課題に分類した上で、さらに、成年後見制度の利用によって解決できる課題と、制度利用だけでは解決できないものに分けて整理し、制度利用によって解決できる課題への対応をするのに適任な後見人候補者を選定すること。また、制度利用だけでは解決できない課題への対応の方針や具体的な対応方法を含め、後見開始後のチーム支援の方向性・方針を検討し、後見人にとっての連携先、後見人以外の支援者の適正配置を考えて、「権利擁護支援チームの形成支援」さらには「自立支援」の調整をすることである。
- 成年後見制度を必要とする本人の課題、ニーズ、特性を十分に評価した上で、それに相応しい担い手（後見人）を選任し、後見人がチーム支援の一員として、従来の支援チーム、あるいは新たな支援チームの中で職務を行うことは、本人中心の権利擁護の支援が実施されるために極めて重要である。適切な選任に繋げることは、家裁や専門職団体だけに委ねられるものではなく、市町村・中核機関の役割である。
- （成年後見制度の見直し後において、）後見等の開始の段階でも、終了の段階でも必要性やニーズをしっかりと把握しながら進めるという体制が期待されていることからしても、受任者調整会議の体制が全国にしっかり根づくことが、新しい制度が本当の意味で必要なときに使われ、必要がなくなったら終わるという制度に具体化されていくものという意味でも極めて重要ではないか。
- 制度利用が終わったときに、地域福祉の中でどのような対応ができるのか、権利擁護支援の方針に係る相談対応（入り口）と、相談を受けた後に制度を利用するかどうかの判断をするというアセスメント機能、そして受任者調整だけではなくてチームの形成支援に対する機能が今後ますます求められてくるのではないか。

家庭裁判所の取組

チームの形成支援
その一環としての
受任者調整



家庭裁判所による
後見人等の選任



後見人等を含めた
チームによる支援

福祉・行政等による支援



- 家庭裁判所が受任者調整の結果を十分に考慮することなく選任の判断をすると、それまでの過程で構築されてきた福祉的な支援体制が覆されてしまう。
- 受任者調整の結果（後見人等候補者の選定）を裁判所が十分に考慮して選任の判断をすることで、申立前の福祉的支援と申立後の福祉的支援の連続性を保つことができるのではないか。

取組

- ✓ 福祉・行政等と裁判所との間で、選任のための考慮要素や後見人等候補者に関するイメージを共有
- ✓ 裁判所における、受任者調整の意義やプロセスの理解 → **受任者調整会議の見学**

実際の受任者調整会議を目の当たりにすることで、申立前の案件について、中核機関がどのように検討し、どのように事案を解きほぐして課題の解決につなげようとしているのか、家庭裁判所の「判断」の視点とは異なる「支援」の視点からの考え方を実感することができた。



専門職の皆さまへ

- ✓ 申立相談を受けた場合は、本人の意向やニーズに合致した支援や、その先にあるチームによる支援につながるができるよう、地域の実情に応じた適切な相談支援機関を御紹介ください。
- ✓ 地域連携ネットワークの一員としても引き続き御活躍いただき、福祉・行政等と家庭裁判所との架け橋になっていただけると幸いです。



ご清聴ありがとうございました。

